

立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 25 日

提出者 立川市教育委員会

教育長 飯田芳男

理由

立川市公告式条例の改正に準じ、規則の公布における教育委員会教育長の署名を記入押印に改正するため。

立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会公告式規則（昭和55年立川市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(規則の公布) 第2条 規則を公布するときは、公布の旨の前文、 <u>年月日及び教育委員会教育長</u> （以下「教育長」という。）名を記入し、教育長印を押すものとする。 2 ……略…… (規程の公表) 第3条 <u>前条の規定は、規程で公表を要するものにこれを準用する。</u>	(規則の公布) 第2条 規則を公布するときは、公布の旨の前文 <u>及び年月日を記入し、</u> <u>その末尾に教育委員会教育長</u> （以下「教育長」という。）が署名するものとする。 2 ……略…… (規程の公表) 第3条 <u>規程を公表するときは、公表の旨の前文、年月日及び教育長名を記入し、教育長印を押すものとする。</u> 2 <u>前条第2項の規定は、規程の公表について準用する。</u>

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。